

分別収集によるプラスチック量と再商品化方法

1 対象となるプラスチック量

東京都目標、自治体アンケート、家庭ごみ組成分析から推計すると、対象となるプラスチック収集量は、容器包装プラスチック（以下、容リプラ）7,624 トン/年、製品プラスチック(以下、製品プラ)は 2,363 トン/年となる。

単位 (t/年)

項目	数式	収集量	再商品化量	残渣量
容器包装プラスチック	A	7,624	6,732	892
容器包装プラスチックと比較した製品プラスチックの割合	B	31%	31%	31%
製品プラスチック	C=A*B	2,363	2,087	276
合計	D=A+C	9,987	8,819	1,168

2 分別収集ケース

	概要
ケース1	容器包装プラスチックのみを対象として、容器包装リサイクル法ルートで再商品化
ケース2	容器包装プラスチック・製品プラスチックを対象として、容器包装リサイクル法ルートで再商品化
ケース3	容器包装プラスチック・製品プラスチックを対象として、独自ルートで再商品化

※容器包装リサイクル法では指定法人が再商品化事業者を入札で決めるため、どのようなリサイクル方法を採用するかを自治体を選択できない。「プラスチックに係る資源循環促進等に関する法律」では、区と再商品化事業者が連携して計画を作成することで、再商品化事業者を選べる枠組みがある。ただし、容器包装プラスチックの再商品化費用は事業者が負担するが、製品プラスチックは市区町村の負担となる。